

## 様式第二十一（第13条関係）

### 認定事業再編計画の内容の公表

#### 1. 認定をした年月日

令和5年3月8日

#### 2. 認定事業再編事業者名

VTホールディングス株式会社

#### 3. 事業再編の目標

##### (1) 事業再編に係る事業の目標

###### (価値観)

VTホールディングス（以下VTHD）グループは、ディーラー事業、レンタカー事業、自動車輸出事業からなる自動車販売関連事業を主幹事業とし、このほか住宅関連事業を営むグループである。

VTHDグループは「我々は、常に若さとアイデアと不断の努力により、顧客に安全・安心なサービスを提供し、地域社会に貢献すると共に社業の発展に努力する。」という社是を指針とし、社会の公器として地域社会、株主、そして従業員など、すべてのステークホルダーにとって価値ある企業となることを目指している。

ホンダカーズ東海はグループの中核会社であり、グループ会社運営の効率化を目的とした持株会社体制への移行に伴い2003年4月にホンダベルノ東海（現VTHD）からの会社分割により設立。「お客様や地域の方々から、必要とされ・信頼され・愛される会社」という経営理念のもと地域No.1ディーラーを目指す。

###### (ビジネスモデル)

ホンダカーズ東海は東海エリアを中心に自動車販売事業を展開し、顧客満足度向上のための取り組み及びデジタル施策の推進等を背景とした顧客接点強化による経営基盤の盤石化や働きがいのある職場づくりを行い生産性の向上を図っている。

他方で国内の新車販売台数は少子高齢化やミレニアル世代を中心とした消費行動の変化により長期的には減少傾向、また半導体不足や脱炭素社会に向けたEV化等自動車業界の経営環境は大きく変化している。

具体的にはEV普及期である現状では法人需要の拡大が見込まれるため従前からの経営課題である法人顧客の取込みが必須。また個人顧客においても幅広い客層に対しての訴求活動を実行し、減少傾向である自動車全般の販売台数維持・増加が必要である。

当該環境変化に対応するためには、従来の受動的な店舗来店型の営業だけでなく、顧客獲得に向けた能動的な活動に取り組むことが必要であり、VTHDの意思決定および側面支援に基づいて実施する中長期目線での各種施策を担うホンダカーズ東海の業務体力捻出をはじめとした人的資本の確保等により本業に注力できる体制を構築することが急務である。

###### (戦略)

持株会社であるVTHDは、ホンダカーズ東海から会社分割により不動産賃貸事業を移転させることでホンダカーズ東海が事業運営に専念することができる体制を構築する。また、グループが保有する経営資源を最大限活用するためVTHDの経営企画部にホンダカーズ東海から人員を導入（1名）し、当該人員が不動産管理業務のほかグループを俯瞰した新事業企画を担うことで、グループ連携による新事業創出機能を強化する。

ホンダカーズ東海は、経営企画室長が兼務で行っていた不動産管理業務（入金、契約管理及び修繕等のメンテナンス対応）を他の人材に引き継ぎ、その人材をVTHDの経営企画部に異動させてことで経営企画室トップの人的資本を本業に専念させることが可能となる。

加えて、弱点領域であるミレニアル世代の顧客層獲得に向けたIT推進を重点課題と位置づけホンダカーズ東海社長直下の組織である経営企画室にIT推進課（1名）を統合し、人員の増強によるIT施

策実施体制の強化を図る。

本事業再編により自動車業界の環境変化に対応可能な体制を構築することで企業価値の向上に寄与することが見込まれる。

#### (持続可能性・成長性)

脱炭素社会への移行に伴うEV化やミレニアル世代を中心とした顧客の消費行動の変遷を始めとした自動車の販売環境の変化が見込まれる。

EV化により自動車業界は変革期を迎えており、EV普及期である現在は需要の取込みおよびEV販売に強い企業ブランドの確立が重点課題である。また個人顧客においても幅広い客層に対しての訴求活動を実行し、減少傾向である自動車全般の販売台数の維持・増加が必要である。

EVの販売台数や幅広い顧客層への自動車販売台数増加に向けてVTHDとホンダカーズ東海が中心となり以下の施策を新たに取り組む。

1. グループ連携の推進（グループ経営資源の活用）
2. ITプラットフォームの導入
3. 新規顧客層への能動的なアプローチ

上記新サービス提供による付加価値の創出を目指す。

#### (ガバナンス)

上記に掲げた事業再編計画の実施についてはVTHDおよびホンダカーズ東海の代表取締役である高橋一穂のもと、VTHDの管理本部が事業再編計画の進捗状況を適時適切にモニタリングできる体制の構築に努める。

以上により、生産性の向上ならびに付加価値創出を図り、企業価値の更なる向上を図る。

### (2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、2025年度の固定資産回転率を2021年度と比較して16.77%向上させることを目標とする。

なお、財務内容の健全性の向上としては2025年度の有利子負債がキャッシュフローの8.0倍、経常収支比率は116.0%の達成を目指す。

## 4. 事業再編の内容

### (1) 事業再編に係る事業の内容

#### ①計画の対象となる事業

自動車販売関連事業

〈選定理由〉

持株会社であるVTHDにホンダカーズ東海の不動産賃貸事業を集約することで人的資本を確保し、事業運営に専念できる体制を整備する。脱炭素社会への移行を背景としたEV化や顧客消費行動の変化等の自動車業界の経営環境変化に対応する新サービスを提供できる体制を整備することで企業価値向上を図るため、当該事業再編による生産性向上に取り組むに至った。

#### ②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

会社分割によりホンダカーズ東海の不動産賃貸事業をVTHDへ移転することでホンダカーズ東海は本業である自動車販売事業に集中し、VTHDの意思決定および側面支援に基づいて実施するEV化および顧客消費行動の変化に伴う新サービスが提供できる体制を整備することによる企業価値の向上を図る。

なお、本事業再編計画による生産性の向上は当該事業分野における市場構造に照らしても継続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造ではなく、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

#### (事業の構造の変更)

不動産賃貸事業の承継（無対価の分割型吸収分割）

〈分割法人〉

名称：株式会社ホンダカーズ東海  
住所：愛知県名古屋市昭和区滝川町62-1  
代表者の氏名：代表取締役 高橋 一穂  
資本金：90,000,000円

〈分割承継法人〉

名称：VTホールディングス株式会社  
住所：愛知県名古屋市中区錦3-10-32  
代表者の氏名：代表取締役 高橋 一穂  
資本金：4,297,300,000円

(事業の分野又は方式の変更)

ホンダカーズ東海は、本業である自動車販売事業に専念することが出来る体制を整備する。

EVの販売台数や幅広い顧客層への自動車販売台数増加に向けてVTHDとホンダカーズ東海を中心となり以下の施策を新たに取り組む。

1. グループ連携(グループ経営資源の活用)
2. ITプラットフォームの導入
3. 新規顧客層への能動的なアプローチ

上記取り組みにより、2025年度には新サービスの売上高をVTHDとホンダカーズ東海の全売上高の1.26%とすることを目標とする。

(2) 事業再編を行う場所の住所

住所 愛知県名古屋市昭和区滝川町62-1  
名称 株式会社ホンダカーズ東海

住所 愛知県名古屋市中区錦3-10-32  
名称 VTホールディングス株式会社

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

株式会社ホンダカーズ東海  
VTホールディングス株式会社は発行済株式総数の100%を保有し関係事業者に該当する

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表1のとおり。

5. 事業再編の実施時期

開始時期：2023年5月  
終了時期：2026年3月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数

株式会社ホンダカーズ東海 434名  
VTホールディングス株式会社 33名

(2) 事業再編の終了時期の従業員数

株式会社ホンダカーズ東海 448名  
VTホールディングス株式会社 35名

(3) 新規に採用される従業員数

株式会社ホンダカーズ東海 45名  
VTホールディングス株式会社 4名

(4) 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数 0名  
転籍予定人員数 1名  
解雇予定人員数 0名

7. その他  
該当なし

別表1  
事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第17項第1号の要件		
ロ 会社の分割	<p>①分割会社 名称：株式会社ホンダカーズ東海 住所：愛知県名古屋市昭和区滝川町62-1 代表者の氏名：代表取締役 高橋 一穂 資本金：90,000,000円</p> <p>②分割承継法人 名称：VTホールディングス株式会社 住所：愛知県名古屋市中区錦3-10-32 代表者の氏名：代表取締役 高橋 一穂 資本金：4,297,300,000円 分割承継会社は分割法人の完全支配会社で適格分割に該当する。</p> <p>③分割により発行される株式等を引き受け る者：本分割は株式の発行を行わない</p> <p>④分割予定日：2023年5月1日</p>	租税特別措置法 第80条第1項第6号（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率軽減）
法第2条第17項第2号の要件		
イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化	<p>自動車業界は、特にEV化により変革期を迎えており、EV普及期である現在は需要の取込みおよびEV販売に強い企業ブランドの確立が重点課題である。</p> <p>EVの販売台数や幅広い顧客層への自動車販売台数増加に向けてVTHDとホンダカーズ東海が中心となり以下の施策を新たに取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. グループ連携(グループ経営資源の活用)</li> <li>2. ITプラットフォームの導入</li> <li>3. 新規顧客層への能動的なアプローチ</li> </ol>	